

令和6年 第11回

甲斐市農業委員会議事録

令和6年11月27日

1 日 時 令和6年11月27日(水) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
報告第27号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
報告第40号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第41号 農地法第5条許可後の計画変更申請の件
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件
議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件(農地中間管理事業)

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 17番 小宮山委員、19番 柳本委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 佳浩

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】

それでは、第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。

【議長（会長）】

(会長のあいさつ)
本日の出席委員は「18名」です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

(日程第1 議事録
署名委員の指名)

【議長】

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名人は、「17番 小宮山委員 と 19番 柳本委員を指名致します。

(日程第2 会期の
決定)

【議長】

日程第2「会期の決定」を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がありませんので、本日1日と決定します。

(日程第3 議事)
(報告第26号)

【議長】

それでは議事に移ります。
「報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上程致します。
事務局に 番号41番 から 46番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長
資料1ページをお願いします。
農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号41番 地図公図は1ページ、2ページになります。
竜王●●ほか4筆、合計面積2527㎡を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により宅地分譲10区画にするための転用の届出が出てい

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

【議長】 質問がある方はいらっしゃいますか。

(特に問題がなければ)

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

「報告第 27 号 農地法第18条第6項の規定による届出の件」を上程致します。

(報告第 27 号)

【議長】 事務局に 番号 12 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 4 ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 12 番、地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

宇津谷●●ほか 2 筆、合計面積 1085 m²。賃貸人が●●の●●さん、賃借人が●●の●●さんです。解約届出日は令和 6 年 10 月 29 日です。

令和 2 年 5 月 1 日から 5 年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(特に問題がなければ)

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 40 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。

「議案第 40 号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 19 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

はい、議長

番号 19 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。
志田●●、面積 254 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地で盆栽の苗木の栽培を予定しています。所有機械については草刈機です。
モニターの写真は南西側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に ●番 ●●委員 の意見ですが、本人より現地調査の結果、問題なしとの報告を受けています。
次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●委員】 南側に土地が位置していて、現在宅地において盆栽の苗木を作っているということで、その経営を拡大したいとのこと。
苗木を植えた後については、農地に防草シートを敷設し、また、所持している草刈り機等で除草作業を実施するとのこと、付近の住宅には影響ないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。
番号 19 番 を許可とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声) ※異議がある場合は別紙
異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

【議長】 続きまして事務局に 番号 20 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
番号 20 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。
岩森●●ほか 11 筆、合計面積 4450 m²を●●の●●さんから●●の●●の畑に無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、乗用モア、管理機等です。
この案件は、8 月に笠井さん個人で3条の許可を受けましたが、笠井さん

が法人を立ち上げたため法人に経営移行するものです。
モニターの写真は●●番地の北東側から●●番地の北東側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 こちらの経営地につきましては、●●さんが法人になったということで、東から西へかなり長い土地であります。無論、道は入っているとういことで、主に野菜を作られるようですが、玉ねぎが約2反くらいで、それ以外には芋や大根とか夏野菜を作られるようですが、玉ねぎの方をメインに行うようです。また、ここを起点にインターネット販売も計画されているようですので、私個人でも良い計画であると思いますので、ご審議をお願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 水田から畑にするようで、今のところ綺麗に耕していましたが、前回は野菜と花きでしたが、今回は色々な物を作るようですが、回りが広い農地ですので、何を作っても問題ない農地だと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●推進委員】 確認ですが、公図の中の●●番は違う所有者だと思うのですが、その辺の関係はどうなっているのですか。
分かる範囲で教えていただきたい。

【事務局】 今の件につきましては、前回もご質問いただいております、この土地につきましては真ん中がポッカリ空いている状況です。
これについては現在所有者が不明な土地ということで、探しているという状況で前回と同様の形となります。
ですので、これが取得できるようになれば、ポッカリの空いた部分が解消できますのでご本人さんが取得したいとの意向を聞いています。

【議長】 ほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

【柳本委員】 合同会社●●と書いてありますが、これはどのような会社ですか。
●●さんが個人で農地を前回取得して、●●という●●を運営しており

【事務局】

ます。

●●さん個人で取得した訳ですが、農地の方も法人化したいということで、法人の登記が整ったということで今回3条で受けると。

ふくろうの畑については農業をメインとした法人として登記がされました。

質問がないようでございます。

【議長】

番号 20 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

【議長】

続きまして、番号 21 番 ですが ●番 ●●委員に関係する案件ですので、●●委員にはしばらくの間、退席をお願い致します。

(●●委員、退席)

それでは、事務局に 番号 21 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 21 番、地図公図は 19 ページから 21 ページになります。

宇津谷●●ほか 1 筆、合計面積 1499 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。申請地で小麦と野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、コンバイン乗用モア等です。

モニターの写真は●●番地の北側からと●●5 番地の北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】

この土地は耕作者が高齢で、農業ができないということで、農業をしていただける●●さんに譲りたいという案件です。

●●番の方は圃場整備がされておりまして、農地としては最適だと思います。

また、●●番につきましては、農地として適正に管理されておりました。

●●さんは現在も農業をやっておりますし、農業設備も整っておりますので何ら問題ないと思います。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 既に耕運されて綺麗になっており、片方は既に麦を植えられて十分良いと思います。
こうさ貢放棄地にはならないと思いますので良いと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
(質問がある場合は、指名して発言させる)

質問がないようでございます。
番号 21 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

【議長】 それでは、●●委員の入室を認めます。
(●●委員、入室)

●●委員にご報告致します。番号 21 番は許可とすることに決定されましたので、お知らせ致します。

続きまして事務局に 番号 22 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
番号 22 番、地図公図は 22 ページ、23 ページになります。
龍地●●ほか1筆、合計面積 1859 m²を●●の●●さんから●●の小野直樹さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地でブドウの栽培を予定しています。所有機械についてはスピードスプレイヤー、乗用モア、トラクターです。
モニターの写真は北東側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 ●●さんは令和3年度に新規就農者に認定されまして、人材投資支援を受けておられまして、ブドウを手広く栽培しております。

令和6年度にはもう採算が取れる状態になっておりまして、ここも広く就農していただければと思います。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 ●●さんのブドウ畑は綺麗にされておりますので、今回広げても問題ないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
質問がないようでございます。
番号 22 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第 41 号) それでは次の議案に移ります。

【議長】 「議案第 41 号 農地法第5条許可後の計画変更申請の件」を上程致します。

事務局に 番号1番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 7 ページをお願いします。

番号 1 番、地図公図は 24 ページ、25 ページになります。

申請人は●●、場所は下今井●●、面積 542 m²を令和5年 12 月に建売分譲 2 区画の転用許可を受けていましたが、計画変更承認申請が提出されました。

当初計画の 2 区画の建売分譲は変わりませんが、区画面積の変更となります。

隣接施設の土留め擁壁の傾きが懸念されるため、擁壁側地盤を道路面から 70cm から 1m20cm 程度あげる予定です。そのため擁壁設置等の関係上、それぞれの区画面積が 268.92 m²から 272.04 m²に、275.57 m²から 272.45 m²に変更となります。

写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

本案件は既に許可を受けており、大きな変更点もないことから特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと

思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号1番 を承認相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声) ※異議がある場合は別紙

異議がないようですので、本案件を承認相当とすることに決定致します。

(議案第 42 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第 42 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 32 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 8 ページをお願いします。一部9ページにまたがっています

番号番、地図公図は 26 ページ、27 ページになります。

志田●●ほか14筆、合計面積 5916 m²を●●の●●さんほか 6 名から●●の●●に所有権移転により建売分譲 21 区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が 10ha 未満の区域の第 2 種農地です。申請地内には西側市道から東側農道に向けて通り抜けできる形で幅員 6 m の新設道路を設置、1 区画の敷地面積は 200.06 m²から 261.13 m²で、建築予定面積は 62.82 m²から 66.09 m²、汚水については合併浄化槽で処理し新設の道路側溝に放流、雨水については地下浸透とし超過分は新設の道路側溝に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は全体の航空写真と●●番地の北側からと●●番地の南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】

この場所ですが、警察署の北側で、南側には大型ショッピングセンターがありまして、近くには小学校もありまして、双葉支所から歩いて5分位の場所で、既に警察署の西側から小さな区画分譲が進んでいて、最後の農地が残っているエリアです。

宅地開発にあたっては、電気、水道等が必要になってきますが、西側の開発が進んだ関係で、この部分にも容易に水道を引くことができるということで、今回このような大規模の宅地開発が出てきているとのことですが、このエリアは東側に少しの農地が残っているだけですが、宅地になっても仕方ない場所だと思いますので、今回の開発についても問題ないと思います。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

申請場所は甲斐警察署の北側で、市役所双葉支所の西方に位置しております。

この付近に大規模開発がありまして、そこには既に居住されている方もいらっしゃいます。

市街化が進んでいる区域で、今後もその周辺も市街化が進むと思われます。

計画を見ると、付近への悪影響はないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
(質問がある場合は、指名して発言させる)

質問がないようでございます。

番号 32 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 33 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 33 番、地図公図は 28 ページから 30 ページになります。

龍地●●ほか 10 筆、合計面積 5916.15 m²を●●の●●ほか5名から●●の●●に所有権移転により建売分譲 26 区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域の第3種農地です。
農地部分は5916.15㎡ですが、雑種地等を含めて全体で8595.40㎡、29区画の開発となります。

申請地内に北側市道から南北にコの字型で一周できる形で幅員6mの新設道路を設置、1区画の敷地面積は202.95㎡から381.79㎡で、建築予定面積は53.87㎡から74.14㎡の2階建ての計画です。

汚水については合併浄化槽で処理し新設の道路側溝に放流、雨水については地下浸透とし超過分は新設の道路側溝に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は全体の航空写真と●●番地の北東側からと●●番地の南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

【議長】 次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 全29区画の大きい計画ですが、周辺にはまだ農地が残っていますので、迷惑がかからないように開発業者には事業をしっかりとってもらいたいと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 とにかく現地は広いという印象な場所ですが、現地は雑草が茂っている状況ですので、住宅地になれば心配がなくなると思いますので、私としては問題ないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号33番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第43号)

【議長】 次の議案に移ります。

「議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認の件」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号 48 番 から 50 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 11 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 48 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

竜王●●ほか 5 筆、合計面積 1966 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 1 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は10a 当たり●●円です。

続きまして

番号 49 番、地図公図は 33 ページ、34 ページになります。

岩森●●、面積 1264 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 1 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稲の栽培を予定しています。賃借料は●●円です。

続きまして

資料 12 ページをお願いします。

番号 50 番、地図公図は 35 ページ、36 ページになります。

岩森●●ほか 4 筆、合計面積 4959 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を5年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

ぶどうの栽培を予定しています。賃借料は10a 当たり●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

ほんのうちりようしゅうせきけいかく

質問がないようですので、本農地利用集積計画 を承認することに決定致します。

(議案第 44 号)

【議長】

次の議案に移ります。

「議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるもの」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号8番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 13 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定です

番号 8 番、地図公図は 37 ページ、38 ページになります。

宇津谷●●ほか1筆、合計面積 2842 m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を 5 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は●●円です。

公社の配分予定者は●●の●●さんで、ブドウの栽培を予定しています。公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和7年1月1日から5年間貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(質問がある場合は、指名して発言させる)

質問がないようですので、ほんのうちりようしゅうせきけいかく本農地利用集積計画を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

|